

議案第 98 号

令和 6 年 7 月 4 日提出

松山市長 野 志 克 仁

副市長の選任に関し同意を求めることについて

次の者を副市長に選任したいので、地方自治法第 162 条の規定により、議会の同意を求める。

記

氏 名	住 所
田淵 雄一郎	千葉県松戸市北松戸二丁目

(提案理由)

副市長のうち松原剛史氏は、令和 6 年 7 月 4 日をもって辞職するので、その後任者の選任について議会の同意を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

地方自治法（抄）

(副知事及び副市町村長の選任)

第 162 条 副知事及び副市町村長は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任する。

議案第99号

令和6年7月4日提出

松山市長 野志克仁

松山市、東温市共有山林組合議会議員の選任に関し同意を求めるについて
次の者を松山市、東温市共有山林組合議会議員に選任したいので、組合規約第5条第2項の規定により議会の同意を求める。

記

氏名	住所
池田擴	松山市高井町

(提案理由)

松山市、東温市共有山林組合議会議員であった池川泰伸氏の辞任により議員欠員となつたため、その後任者の選任について議会の同意を求めるため、本案を提出する。

(参考)

松山市、東温市共有山林組合規約（抄）

(組合の組織および議員の選任の方法)

第5条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は、20人とする。

2 組合議員のうち2人は、松山市長及び東温市長（市長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する副市長又は指定する職務代理者（以下「関係市長等」という。））をもってて、18人については、関係市長等が関係市の議会の同意を得て、次表のとおり選任する。

区域	人員
松山市小野町、北梅本町、南梅本町、平井町、水泥町	7人
松山市久米窪田町、南久米町、北久米町、福音寺町、高井町、来住町、鷹子町、南土居町	6人
松山市東石井町、東石井一丁目、東石井二丁目、東石井三丁目、東石井四丁目、東石井五丁目、東石井六丁目、東石井七丁目、西石井	2人

一丁目，西石井二丁目，西石井三丁目，西石井四丁目，西石井五丁目，西石井六丁目，星岡町，星岡一丁目，星岡二丁目，星岡三丁目，星岡四丁目，星岡五丁目，越智町，今在家町、今在家一丁目，今在家二丁目，今在家三丁目，今在家四丁目，土居町，北土居町	
松山市南高井町	1人
東温市牛淵，北野田，南野田	2人

議案第100号

令和6年7月4日提出

松山市長 野 志 克 仁

固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めるについて
次の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の
規定により、議会の同意を求める。

記

氏 名	住 所
野間 沙織	松山市上野町

(提案理由)

固定資産評価審査委員会委員のうち野間沙織氏は令和6年10月5日に任期満了となる
ので、その後任者の選任について議会の同意を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

地方税法（抄）

(固定資産評価審査委員会の設置、選任等)

第423条

3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者
又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意
を得て、市町村長が選任する。

議案第101号

令和6年7月4日提出

松山市長 野志克仁

固定資産評価員の選任に関し同意を求めることについて

次の者を固定資産評価員に選任したいので、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求める。

記

氏名	住所
白石信二	松山市上野町

(提案理由)

固定資産評価員重谷治氏から、令和6年7月4日付けをもって辞任したい旨申し出があったので、その後任者の選任について議会の同意を求めるため、本案を提出する。

(参考)

地方税法（抄）

(固定資産評価員の設置)

第404条

2 固定資産評価員は、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから、市町村長が、当該市町村の議会の同意を得て、選任する。